

(平成31年3月7日提出)

平成31年2月議会定例会議案
(平成31年度分追加)

新 潟 市

議案第 4 2 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 3 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 4 項中「大学を含む。」を「大学を含み、同法に規定する短期大学を除く。

第 3 9 条第 5 号，第 5 3 条第 2 項第 4 号及び第 6 号ア，第 5 9 条第 8 号並びに第 1 0 1 条第 7 号を除き，」に改め，「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を修了した者を含む。以下同じ。）」を削る。

第 3 9 条第 1 号中「専門職大学前期課程」を「学校教育法の規定による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）」に改める。

第 5 9 条第 4 号中「（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を削り，同条第 9 号中「小学校」を「幼稚園，小学校」に改める。

第 1 0 1 条第 4 号中「（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を削る。

附 則

この条例は，平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。